

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に

勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では福生市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。



## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できる利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域を単位に、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を取りまとめます。

### (1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します ●●

#### ① 認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

1号認定：3～5歳児、学校教育のみ利用（保育の必要性なし）

2号認定：3～5歳児、保育の必要性あり

3号認定：0～2歳児、保育の必要性あり

また、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」が、新制度では「保育の必要性」となり事由の追加や緩和がされています。

《現行》

《新制度》

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)	
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること	
①昼間労働することを常態としていること(就労)	
②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)	
③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)	
④同居の親族を常時介護していること(同居親族の介護)	
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)	
⑥前各号に類する状態にあること(その他)	

新制度における「保育の必要性」の事由	
○以下のいずれかの事由に該当すること	
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	
①就労	
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)	
・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。	
②妊娠、出産	
③保護者の疾病、障害	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	
⑤災害復旧	
⑥求職活動	
・起業準備を含む	
⑦就学	
・職業訓練校等における職業訓練を含む	
⑧虐待やDVが行われており、またおそれがあること	
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	



※アンダーラインの説明は、保育の必要性の事由として新たに追加されたもの。

新制度では、保育認定について、保育標準時間(主にフルタイムの就労を想定)と保育短時間(主にパートタイムの就労を想定)の2区分の保育必要量を設けることとなります。この区分の下で、98 ページの保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量を認定します。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用(11時間)		
		保育短時間利用(8時間)		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用(11時間)	1号認定	教育標準時間利用 (3～4時間)
		保育短時間利用(8時間)		

## ② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満 48 時間以上の就労	月 64 時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月 120 時間以上の就労		タイプC	タイプE			
	月 120 時間未満 48 時間以上の就労				タイプE'	タイプD	
	月 48 時間未満の就労		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

↑
↑

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)  
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)  
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)  
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)  
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭  
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)  
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)  
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)  
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。



### (3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

#### ステップ1

##### ～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ（A～F）を分類します。p100 参照

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。 p100 参照

#### ステップ2

##### ～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

#### ステップ3

##### ～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

#### ステップ4

##### ～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

#### ステップ5

##### ～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

#### ステップ6

##### ～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年のニーズ量が算出されます。

注) 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

注) ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数にかけ合わせて算出した数値。



### 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。市内には4園の私立幼稚園があります。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には13園の認可保育所（都の設置認可に係る保育所）の他、東京都が定めた基準を満たしている東京都認証保育所が2園あります。なお、平成27年度より、東京都認証保育所のうち1園は認可保育所に、もう1園は小規模保育事業に移行予定です。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。市内には私立幼稚園1園、認可保育所1園が※認定こども園としての認定を受けています。なお、平成27年度より、認定こども園のうち1園は、認定こども園から新制度の給付の確認を受けない幼稚園と小規模保育事業に分かれる予定です。

#### (2) 福生の教育・保育の現状

		平成26年度（4月1日現在） *教育希望（幼稚園利用）は25年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
児童数		1,312人			814人	429人
定員		989人	33人	819人	412人	129人
充足率		75.4%	2.5%	62.4%	50.6%	30.1%
定員内訳	幼稚園	983人	—		—	—
	認可保育所	—	—	804人	366人	110人
	認定こども園	6人	33人	—	21人	3人
	認証保育所	—	—	15人	25人	16人

### (3) 今後の方向性

0歳～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があり、特に産休、育休明けの1歳児の保育はニーズ量に対応できるよう確保する必要があります。そのためには認可保育所の分園か、小規模保育事業等の\*地域型保育事業（うち市町村の認可及び確認を受けた事業を特定地域型保育事業といいます。）等で対応する必要があります。

### (4) 平成27年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【平成27年度】

		平成27年度					
		1号	2号		3号		
			3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外			
(参考) 児童数推計		1,236人			819人	453人	
需要率		37.4%	6.3%	60.7%	52.1%	25.2%	
ニーズ量の見込み		463人	79人	751人	427人	114人	
提供量 (確保 方針)	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	—	—	819人	391人	116人
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	463人	79人	—	—	
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	—	30人	8人
	認可外保育施設		—	—	—	—	—
	提供量合計		463人	79人	819人	421人	124人
過不足分（提供量－ニーズ量）		0人	0人	68人	-6人	10人	

注) 需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。



【平成 28 年度】

		平成 28 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,165 人			856 人	443 人	
需要率		37.4%	6.4%	60.7%	52.2%	25.3%	
ニーズ量の見込み		436 人	75 人	708 人	447 人	112 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	—	—	819 人	391 人	116 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	463 人	79 人	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	—	30 人	8 人
	認可外保育施設		—	—	—	—	—
	提供量合計		463 人	79 人	819 人	421 人	124 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		27 人	4 人	111 人	-26 人	12 人	

【平成 29 年度】

		平成 29 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,124 人			841 人	430 人	
需要率		37.4%	6.4%	60.7%	52.2%	25.3%	
ニーズ量の見込み		421 人	72 人	683 人	439 人	109 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	—	—	819 人	391 人	116 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	463 人	79 人	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	—	40 人	8 人
	認可外保育施設		—	—	—	—	—
	提供量合計		463 人	79 人	819 人	431 人	124 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		42 人	7 人	136 人	-8 人	15 人	

### 【平成 30 年度】

		平成 30 年度					
		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,140人			819人	420人	
需要率		37.4%	6.4%	60.7%	52.2%	25.3%	
ニーズ量の見込み		427人	73人	693人	427人	106人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	—	—	819人	391人	116人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	463人	79人	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	—	40人	8人
	認可外保育施設		—	—	—	—	—
	提供量合計		463人	79人	819人	431人	124人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		36人	6人	126人	4人	18人	

### 【平成 31 年度】

		平成 31 年度					
		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,110人			765人	399人	
需要率		37.4%	6.4%	60.7%	52.2%	25.3%	
ニーズ量の見込み		416人	71人	674人	399人	101人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	—	—	819人	391人	116人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	463人	79人	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	—	40人	8人
	認可外保育施設		—	—	—	—	—
	提供量合計		463人	79人	819人	431人	124人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		47人	8人	145人	32人	23人	

## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

#### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や\*認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

#### 【現状】

市内認可保育所では1時間延長が11か所、2時間延長が2か所で実施しています。なお、市内認証保育所の2か所では7:00~20:00の13時間開所を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	—	—	230人	259人	211人
実施箇所数	12か所	12か所	12か所	12か所	13か所

#### 【今後の方向性】

市内の認可保育所において延長保育を行い、18時以降の保育需要への対応を図ります。

量の見込み人数は、現状を大きく上回らないことから、既存の保育施設でニーズの確保は可能であると思われます。

アンケート結果での、20時までの保育の利用希望は少ないものの、就労形態の多様化から時間外保育に対するニーズは高まることが予想されますので、今後利用者のニーズを注視しながら2時間延長保育の実施箇所について検討をします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	322人	316人	308人	306人	292人
実施箇所数 (確保方策)	15か所	15か所	16か所	16か所	16か所
提 供 量	322人	316人	308人	306人	292人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

## (2) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

### 【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

### 【現状】

平成 22 年度に 2 クラブを増設し、平成 22 年度以降の受入れ可能数を 619 人としています。入所者数をみると、平成 19 年度から教育委員会において自由参加型の「放課後子ども教室（※ふっさっ子の広場）」が順次開設されたことにより、平成 21 年度と比較して入所児童数は減少しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入 所 数	555 人	497 人	510 人	506 人	455 人	476 人
受 入 数	570 人	619 人	619 人	619 人	619 人	619 人
クラブ数	10 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

### 【今後の方向性】

ニーズ調査による「※ふっさっ子の広場」の利用希望が非常に高いことから、学童クラブへの入所見込みについては、減少傾向が続くとみられますが、新支援制度では小学校6年生までを事業の対象範囲とすることが明確化されたことにより、ニーズは現状よりも多いと推測されますので、「ふっさっ子の広場」と連携しながら、今後も待機児童ゼロに努めていきます。

また、学校の余裕教室の活用などにより、国の推進する40人規模の学童クラブの実施を検討する必要があります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	688人	664人	659人	638人	586人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
提 供 量	619人	619人	619人	619人	619人
過 不 足 ( 提供量－ニーズ量 )	-69人	-45人	-40人	-19人	33人









## (6) 保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業 ●●

### 【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

### 【認可保育所における一時預かりの実施状況】

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	757 人	614 人	456 人	522 人	516 人
実施箇所数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	13 か所

### 【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されますので、認可保育所で確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れを充実していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	7,510 人	7,739 人	7,582 人	7,359 人	6,883 人
実施箇所数（確保方策）	14 か所	14 か所	15 か所	15 か所	15 か所
提 供 量	7,510 人	7,739 人	7,582 人	7,359 人	6,883 人
過 不 足 （提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人



## (8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動事業） ● ●

### 【事業概要】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

### 【現状】

平成 25 年 10 月から活動を開始した事業で、生後 57 日から小学生までの児童の保護者と市内に居住し心身共に健康な 20 歳以上の方が会員となり、保育所、幼稚園等の送迎や預かり等の援助活動を行っています。

また、ファミリー・サポート・センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整や事業の説明会、交流会などを行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
提 供 会 員	—	—	—	—	38 人
依 頼 会 員	—	—	—	—	57 人
両 方 会 員	—	—	—	—	4 人
就学児童保護者の 利 用 者 数	—	—	—	—	164 人

※平成 25 年 10 月開設

### 【今後の方向性】

円滑な事業運営と支援の充実を図るため、依頼会員・提供会員双方のバランスの良い会員の確保が必要であることから、今後も説明会等を実施し、市民への事業の周知徹底に努めていく必要があります。

### 【就学児童に対するニーズ量及び提供量】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	303 人	291 人	289 人	280 人	259 人
提 供 量	303 人	291 人	289 人	280 人	259 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

## (9) 利用者支援事業

### 【事業概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

### 【今後の方向性】

新制度に向け窓口支援にあたる専門相談員の配置を検討します。

保育所の入所相談だけではなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

## (10) 妊婦健康診査

### 【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

### 【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票14回分と妊婦超音波検査受診票1回分を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、東京都外で受診する方に対しては、出産後の手続きにより妊婦健康診査費用の助成を行っています（東京都の契約単価を上限とする）。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊 娠 届 出 数	586人	518人	477人	475人	463人
里帰り等妊婦健康診査費助成金制度申請者	0人	56人	51人	55人	59人

### 【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
二 ー ズ 量	413人	390人	368人	347人	328人
（上段 妊婦健診	47人	45人	42人	40人	38人
下段 里帰り妊婦健診）	健診回数	健診回数	健診回数	健診回数	健診回数
	5,782回	5,460回	5,152回	4,858回	4,592回
実 施 体 制 （ 確 保 方 策 ）	実施場所：都内の契約医療機関 検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、梅毒・B型肝炎・風疹、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）				







